

議案第77号

訴訟上の和解について

みやき町（原告）と、相手方の次の者（被告）間で係争中の令和5年（ワ）第76号賃料請求事件の訴訟上の和解を下記のとおり佐賀地方裁判所において成立させるため、議会の議決を求める。

記

1 相手方 被告 省略

2 事件の概要 上記の者は、町営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、再三にわたる催告にもかかわらず、これを支払わなかったため、支払いを求めるもの

3 和解の概要

和解条項

- 1 被告は、原告に対し、未納家賃（駐車場料金を含む。以下同じ）として、390万3300円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を次のとおり分割して、佐賀県農業協同組合みやき支所の「みやき町会計管理者」名義の普通預金口座（口座番号0002757）に振り込む方法で支払う。なお、振込手数料は、被告の負担とする。
 - (1) 令和5年10月から令和6年3月まで毎月末日限り 2万円ずつ
 - (2) 令和6年4月から令和12年6月まで毎月末日限り 5万円ずつ
 - (3) 令和12年7月末日限り 3万3300円
- 3 被告が前項の分割金の支払を遅滞し、かつ、その次に到来する分割金の弁済期までに遅滞金全額を支払わないときは、当然に同項の期限の利益を失い、被告は、原告に対し、同項の残金及びこれに対する期限の利益を失った日の翌日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金を支払う。（ただし、令和12年6月分の分割金の支払を遅滞し、かつ、その次に到来する分割金の弁済期までに遅滞金全額を支払わないときについては、「当然に同項の期限の利益を失い、被告は、原告に対し、同項の残金及びこれに対する期限の利益を失った日」とあるのを「被告は、原告に対し、同項の残金及びこれに

対する最終弁済期」と読み替える)。

なお、被告が期限の利益喪失以前に原告に対して支払った金員は、弁済期にある分割金のうち、弁済期が後に到来した分割金から順に充当する。

また、被告が最終分割金の支払いを怠ったときは、被告は原告に対し、前項の残金及びこれに対する最終弁済期の翌日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金を支払う。

- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 原告及び被告は、原告と被告の間には、本件に関し、本和解条項で定めるもののほかに何らかの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

令和5年 9月 4日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

賃料請求事件について分割による支払内容を定め和解したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。